

ふくみち 出店募集要項 / 出店マニュアル
(素案)

CONTENTS

目次

- 1 コンセプト
- 2 概要
- 3 出店条件
- 4 出店要項
- 5 食品販売の出店者様へ
- 6 キッチンカーの出店者様へ
- 7 開催中止の判断及び取扱いについて

1 CONCEPT

コンセプト



ふくみちコンセプト

～「みち」から「まち」を変える新たな取組み～

福井市では、福井駅周辺を訪れる人、通勤・通学者にとって、より快適な歩行者空間を創出するため、令和3年度から歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）制度（※）の導入に向けた取組みをはじめました。

この取組みを市民をはじめ多くの皆さんに広く知っていただき、親しみをもってもらいたいという思いから、「ふくみち」と名付け、プロジェクトを推進しています。

福井駅周辺の道路空間をすてきな雰囲気にして、日常の中に安らぎと憩いの場を提供し、ふくみちに集う人たちが楽しみ、交流し、人もまちと一緒に輝きを増していく、そんな場所を目指していきます。

※歩行者利便増進道路 通称「ほこみち」制度

令和2年の道路法等の改正により、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度が創設されました。「ほこみち」として指定した道路では、歩行者が安心かつ快適に通行・滞留できる空間の構築を目指し、道路上でさまざまな活動や仕掛けを展開します。



2 OUTLINE

概要

JR福井駅は、1日あたり約2万人の方が訪れるとともに、駅周辺は商業エリアと業務エリアを兼ね備えていることから、平日には約1万6千人が働き、休日になると様々なイベントやショッピングを目当てに約3万6千人が訪れる、県内で最も人が行き交う場所と言えます。

これまで福井駅周辺において、居心地がよく、歩きたくなる道路空間をつくるため、社会実験や試行を重ね、歩行者中心の道路へ転換する可能性を探ってきました。

今後、これらのことを踏まえ、日常的に居住者や通勤・通学者、それに来街者など、ふくみちに訪れるみんなにとって、憩い、くつろげる快適な道路空間となり、結果として福井駅周辺の魅力や価値向上の一助になればと考えています。

また、「ふくみち」プロジェクトでは、他の公共空間や様々なイベントや団体・企業と連携し、より一層、まちの魅力を高めていくことを目指します。

～これまでの活動実績～

<2021年（令和3年度）>

○ふくみち社会実験

場 所：中央大通り、県庁線の一部区間

期 間：10月2日（土）～17日（日）

内 容：キッチンカー・オープンカフェ

アクティビティ（図書館、マスキングテープワークショップ、音楽ライブなど）

○ふくみち試行事業

場 所：中央大通りの一部区間

日 時：2月21日（月）～25日（金）

内 容：キッチンカー（ランチ）

<2022年（令和4年度）>

○ふくみち June 2022

場 所：中央大通りの一部区間

期 間：6月1日（水）～17日（金）

内 容：フード&ドリンク（キッチンカーなど）

アクティビティ（体験型ワークショップ）

○ふくみち October 2022

場 所：県庁線の一部区間

期 間：10月5日（水）～21日（金）

内 容：フード&ドリンク（キッチンカーなど）

アクティビティ（体験型ワークショップ、チョークアートなど）

<2023年(令和5年度)>

○ふくみち June 2023

場 所：中央大通り、県庁線の一部区間

期 間：6月21日(水)～30日(金)

内 容：フード&ドリンク(キッチンカーなど)

音楽ライブ、アクティビティ(体験型ワークショップ)

○ふくみち Summer 2023(予定)

場 所：県庁線の一部区間

期 間：8月2日(水)～9月1日(金)

内 容：フード&ドリンク(キッチンカーなど)

アクティビティ(体験型ワークショップなど)

【エリアマップ】



【開催の様子】



3 CONDITIONS

出店条件

以下の条件を全て満たしている店舗に限ります。

- 1 「ふくみち」のコンセプトを理解し、賛同して、一緒に作り上げていくことができる。
- 2 「ふくみち」の注意事項及び所管官庁の定める規則を遵守できる。
- 3 出店に際して必要な手続きを期限内に行うことができる。
- 4 「ふくみち」のイメージに合った商品・陳列・装飾で出店できる。
- 5 食品を製造して販売する場合、以下の条件を満たしている。
 - ・包装されている菓子、清涼飲料水、酒類、アイスクリーム、惣菜などを販売する。
※キッチンカーや露店営業以外の調理行為は不可（食品を温め直して提供する、ドリンクをカップに注ぐ等の行為は可）
 - ・製造業許可が必要なものを販売する場合、各種製造業許可書を持っている。
※販売する食品は製造許可を得て製造しているものに限りません。
- 6 出品禁止物を持ち込まない。
<出品禁止物>
毒物、劇物、危険ドラッグ、薬物等、銃器、弾丸、刀剣類、知的財産権などを侵害する商品等、公序良俗に反するものまたはそれらの可能性があるとして主催者が判断した商品 等
※上記以外に主催者が運営に支障をきたす恐れがあると判断したものについては、その出品・持ち込みを制限または中止をさせていただくことがあります。
- 7 オリジナルの商品ラインナップで出店できる。
※著作権等の侵害の恐れがある商品は販売できません。
- 8 出店時に不正行為や事務局及びお客様とのトラブルが発生した際には、厳正な対応を取らせていただき、出店者登録を取り消す場合があります。

4 GUIDELINES

出店要項

1 出店料について（1日あたり）

- 朝カフェ（7：00～10：00） …… 500円（税込）
- ランチ（11：00～14：00） …… 1,000円（税込）
- バル（16：00～20：00） …… 1,000円（税込）
※アルコールを提供する場合、出店料+1,000円
- ワークショップ・マルシェ（1日） …… 1,000円（税込）
- 企業PRブース（1日） …… 1,000円（税込）

※1日のみの出店も可能です。

※出店料はシーズン等により変更する場合があります。

※キッチンカー出店の場合、福井県内のキッチンカー営業許可証が必要となります。

※商品の販売を行わず、サンプリング配布等のみを行う場合は、企業PRブースでの出店となります。

<試行期間中の経過措置>

- ワークショップ、企業PRブースの出店料は、原則無料とします。
- ランチ・バルの出店料は、試行期間中の料金であり、今後変更する場合があります。

2 出店ジャンルについて

- 食品 …… 食品及び加工品の販売
- 食品（農産物） …… 自ら育てていない農作物の販売
- 農業生産者 …… 自ら育てている農作物の販売
- ハンドメイド品 …… 手作り品の販売
- セレクト雑貨 …… 手作りではない雑貨の販売
- ワークショップ …… 参加者が主体となっていく体験型の講座
- キッチンカー …… キッチンカーでの飲食物の販売
- 企業PR …… 企業の宣伝広告活動のみで商品の販売を行わないもの

※「農業生産者」での出店条件は、自ら農作物の生産を行い、マルシェ当日に販売も行うことです。

※野菜をJA等に出荷していなくても出店可能です。その際、生産履歴カードをご提出願います。

※野菜の仕入れ販売は、「農業生産者」には該当しません。

5 FOR FOOD SELLERS

食品販売の出店者様へ

1 試食・試飲について

試食・試飲行為については、衛生面に十分ご留意のうえ、実施願います。

<試食について>

野菜や食品をそのまま試食いただく範囲までとします。

<試飲について>

ジュースやその他飲料をボトル等からそのまま使い捨て容器、スプーン等に適量入れて提供する範囲までとします。

<アルコールの試飲について>

アルコールの試飲をする場合は、必ず年齢と車両運転の有無を確認してください。

2 食品の提供について

食品の温めなおしや冷やしての提供、ドリンクをカップに注ぐ等の行為は可能ですが、テント内での火力やそれに準じる機器等を使用した調理行為は禁止します（露店営業、キッチンカーは除く）。

<温めなおし（例）>

ホットドリンクを提供するため、保温庫を使用する。

<保冷（例）>

アイスクリームを提供するため、保冷库や冷凍庫を使用する。

ドリンクを冷たい状態で提供するため、冷蔵庫を使用する。

3 スタッフについて

可能な限り、食品衛生責任者の資格を有するスタッフの常駐をお願いします。

4 保健衛生について

会場内において、保健衛生に関する指示があった場合には、必ず従ってください。

5 容器について

キッチンカーは使い捨て容器・食器を使用してください。販売した商品や試食で発生したゴミは各店舗で回収し、各自持ち帰りをお願いします。

6 賠償責任について

万が一、飲食販売行為に関連して事故や苦情等が発生した場合、全ての賠償責任を負っていただきます。

7 食品表示について

容器包装に入れられた食品は、原則として表示が必要となります。

表示の相談については、製造所・加工所を管轄する保健所にご相談ください。

表示例については、加工食品の販売先、責任者、住所、電話番号、原材料の表記のご確認をお願いします。

【食品表示（例）】

名称	サンドイッチ
原材料	パン（小麦を含む）、野菜（きゅうり、レタス、トマト）、マヨネーズ（卵を含む）、砂糖
内容量	3個
保存方法	10℃以下
消費期限	令和〇年〇月〇日
製造者	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

※保存方法が冷蔵・冷凍、消費期限と表示のある商品を扱う店舗や、農産物販売については、営業届・営業許可が必須となります。

6 FOR KITCHEN CARS

キッチンカーの出店者様へ

1 遵守事項について

キッチンカーの搬入及び搬出は出店者各自で行ってください。また、出店位置の確認を行い、ボラードの取外しが必要な場合は事前に連絡してください。

火器及び発電機の近くには必ず消火器を置いてください。

キッチンカーの外での調理及び販売行為は行わないでください。

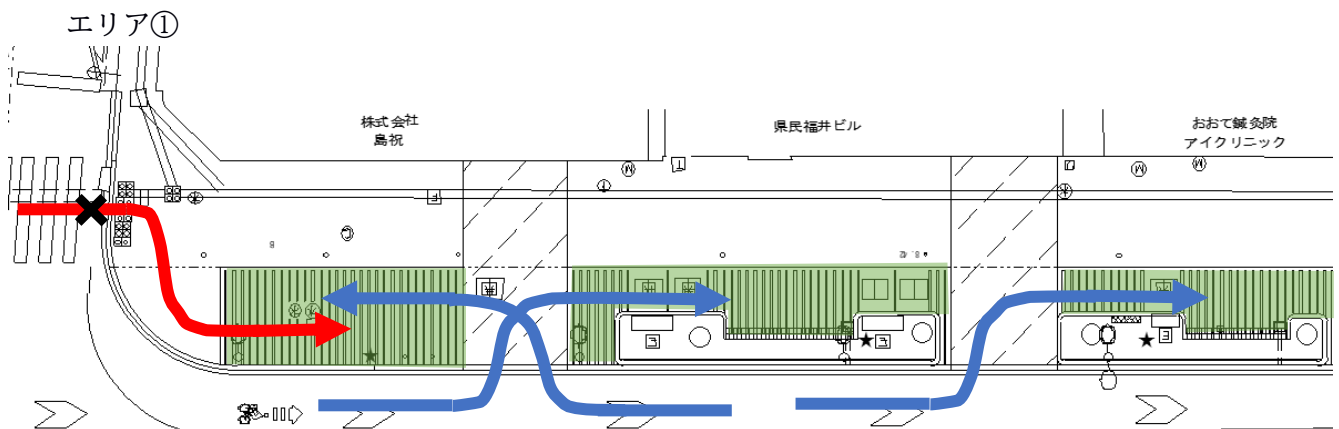
マイク及び拡声器、スピーカーは使用しないでください。

給排水設備はありません。給水タンク及び排水タンクの各容量に応じた品目数の販売をお願いします。

当日出店する車両サイズを必ず報告してください。

2 進入経路について

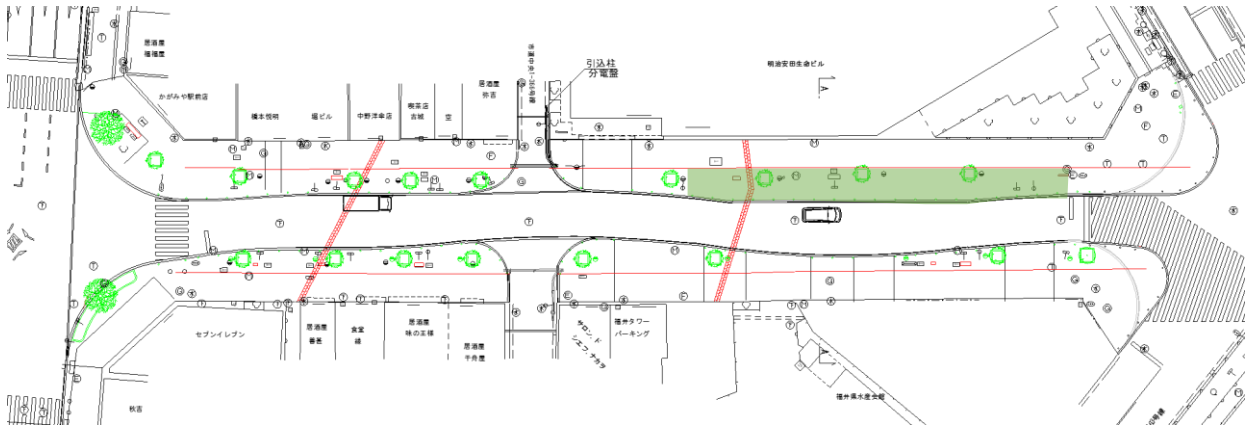
以下のマップの位置がキッチンカーエリア及び進入経路です。



<留意事項>

- ・歩道から進入しないでください。
- ・区域（緑エリア）から、はみ出さないよう停車してください。
- ・区域（緑エリア）内に看板や旗竿等を配置してください。

エリア②



<留意事項>

- ・ 抜いたボラードはなるべく1か所に固めて置いてください。
- ・ 歩道上では車を捻じる動きはしないでください（歩道パネルがめくれる原因になります）。
- ・ 区域（緑エリア）からはみ出さないように停車してください。
- ・ 撤収する際は、抜いたボラードを元に戻してください。

3 ゴみの取り扱いについて

必ず使い捨て容器・食器を使用してください。

販売した商品のゴミは各店舗で回収し、各自持ち帰りをお願いします。

4 道路の清掃及び維持管理について

歩道に汚れが合った場合、清掃を行ってください。

歩道に傷みがあった場合はご連絡願います。

7 CANCELLATION OF THE EVENT

開催中止の判断及び取扱いについて

ふくみちは道路空間を利活用し、誰もが快適に普段使いできる新しい日常にしていくことを目指しているため、基本的には天候に左右されず開催するものです。しかしながら、台風や積雪など荒天が予想される場合、以下の基準に基づき、中止の判断を行います。開催の可否はSNSで確認をお願いします。中止に関する個別連絡等は行っておりませんので、予めご了承ください。

1 開催前日から荒天が予想される場合

開催日前日の16:00に主催者が開催の可否を決定し、18:00までにSNSにて中止を発表します。

2 開催途中で中止になる場合

風速7m以上、集中豪雨など、開催することが困難と主催者が判断した場合、開催の途中であっても中止することがあります。また、風雨以外の理由でも主催者が続行困難と判断した場合には、中止とすることがあります。